

第一条 南海トラフ地震対策

(目的)

第1 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時における防災に関する業務を行う者の組織は、第一条（自衛消防活動）に定める自衛消防隊編成表のとおりとする。

(自衛消防隊長等の権限及び業務)

第3 自衛消防隊長は、自衛消防隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 通報連絡班に地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）に関する情報の収集にあたらせること。
 - (2) 南海トラフ地震が発生したこと及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - (3) 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
 - (4) 従業員を _____に集合させ、(避難場所)に避難させること。
 - (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 自衛消防隊の各班長は、自衛消防隊長を補佐し、隊長に事故のあるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(従業員の責務)

第4 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時及び南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに自衛消防隊長及び通報連絡班長にその旨を報告するものとする。

(自衛消防隊の活動)

第5 自衛消防隊の各班は、第____条（震災対策）に定める任務のほか、次の活動を行うものとする。

(1) 通報連絡班

- ア 自衛消防隊長の指示に基づき、ただちに地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）に関する情報の収集につとめ、隨時隊長に報告すること。
- イ 自衛消防隊長の指示に基づき、地震、津波、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）に関する情報及び自衛消防隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他従業員に伝えること。
- ウ あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(2) 避難誘導班

- ア 地震の発生及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表又は自衛消防隊長の指示に基づき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに自衛消防隊長へ報告すること。
- イ 自衛消防隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。
- ウ 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- エ 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに自衛消防隊長に報告すること。

(南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制)

第6 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 自衛消防隊長は必要に応じて自衛消防隊を召集し、通報連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- (2) 異常な現象が観測されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

(南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の体制)

第7 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 災害応急対策に係る措置として、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM 8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (2) 避難誘導班は、設備の点検・巡視・転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、顧客や従業員等の保護を行う。避難する際の避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等は第5(2)に準ずる。

(南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の体制)

第8 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 災害応急対策に係る措置として、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM 7.0以上M 8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM 7.0以上の地震が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (2) 各班は、施設・設備の点検等日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

(その他不測の事態)

第9 自衛消防隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、自衛消防隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに自衛消防隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(教育)

第10 防火（防災）管理業務に従事する者が従業員等に対して行う教育は、
第_____条（教育訓練）に定める内容のほか、次による。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識

- (4) 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が出された場合に従業員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 地震対策として今後取り組む必要のある課題

（訓練）

第11 防火（防災）管理業務に従事する者が行う訓練は、第_____条（教育訓練）に定める内容のほか、次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

2 地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加すること。

（広報）

第12 防火（防災）管理業務に従事する者が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が出された場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (3) 正確な情報入手の方法
- (4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (5) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識